

平成 19 年 3 月 8 日

各 位

本社所在地	東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地
会社名	株式会社 テラネット
代表者	代表取締役社長 岡田 圭治
コード番号	2140 札幌証券取引所 アンビシャス
問合せ先	常務取締役管理部長 三好 学
電話番号	011-706-1244
U R L	http://www.terranetz.com

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 8 日開催の取締役会において平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 7 回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 機動的な資本政策の遂行が可能となるよう、自己の株式の取得に関する規定を新設するものであります。
- (2) 当社株式が平成 19 年 2 月 28 日をもって札幌証券取引所へ上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取扱われておりますので、現行定款第 8 条、第 13 条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行なうものであります。

2. 定款変更の内容

別紙添付資料のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 3 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 29 日 (予定)

以上

定款変更の内容「別紙」

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線__は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="352 367 560 398">第2章 株式</p> <p data-bbox="411 468 501 499">(新設)</p> <p data-bbox="178 777 408 808">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="164 826 440 857">第8条 (条文省略)</p> <p data-bbox="197 878 430 909">2. (条文省略)</p> <p data-bbox="197 929 746 1211">3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="164 1337 560 1368">第9条～第12条 (条文省略)</p> <p data-bbox="178 1438 352 1469">(決議の方法)</p> <p data-bbox="164 1489 746 1727">第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="197 1747 453 1778">2. (条文省略)</p> <p data-bbox="164 1848 560 1879">第14条～第43条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="975 367 1182 398">第2章 株式</p> <p data-bbox="788 468 1054 499"><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p data-bbox="774 519 890 551">第8条__</p> <p data-bbox="774 571 1390 705"><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p data-bbox="788 777 1018 808">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="774 826 1078 857">第9条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="807 878 1070 909">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="807 929 1390 1265">3. 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="774 1337 1198 1368">第10条～第13条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="788 1438 962 1469">(決議の方法)</p> <p data-bbox="774 1489 1390 1727">第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="807 1747 1091 1778">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="774 1848 1198 1879">第15条～第44条 (現行どおり)</p>